

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-12
処分の種類	汚染土壌処理業の許可取消し又は事業の停止命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第25条			
処分の概要	汚染土壌処理業の処理基準に適合しない場合は、汚染土壌処理業者に対し、許可の取消し又は事業の全部若しくは一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・土壌汚染対策法 第25条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第22条第3項第2号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第22条第3項第1号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により第22条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。)又は第23条第1項の変更の許可を受けたとき。</p>			
基準の制定根拠	-			